

令和7年度

音威子府村一般廃棄物処理実施計画  
(ごみ処理・生活排水処理)

令和8年3月

音威子府村

## 令和7年度 音威子府村ごみ処理実施計画

### 1. 趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和7年度におけるごみの処理に関する計画を定めるものである。

### 2. 計画区域

本計画の対象区域は音威子府村内全域とする。ただし、村外で発生した一般廃棄物のうち、広域処理に関する協定に基づくものは、本村の処理基準に基づき処理を行う。

### 3. 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### 4. 処理計画

#### (1) ごみの収集区分

##### ①村が収集するごみ

収集区分	主なごみの種類
生ごみ・炭化ごみ	生ごみ、廃食用油、汚れた紙類（ティッシュ、紙パンツ、紙おむつ等）、生理用品、湿布・包帯・絆創膏等の衛生ごみ
一般ごみ	ガラス・陶器類、なべ等の金属製品、落ち葉・剪定枝、製品プラスチック、汚れた衣類・その他ごみ
ペットボトル・ビン・カン	容器包装リサイクル法に規定する容器
容器包装プラスチック	容器包装リサイクル法に規定する容器包装プラスチック（汚れているものは一般ごみ）
紙製容器包装・その他紙	紙製容器包装マークがついたごみ、ノート紙、シュレッダー一層、トイレトペーパーの芯
新聞・雑誌・ダンボール	汚れていない且つ濡れていない新聞・雑誌・ダンボール（汚れたものは一般ごみ）
蛍光管	蛍光管
電池類・水銀使用廃製品	乾電池、ボタン電池、
古衣料	洗濯済みの古着等
スプレー缶・ライター	使い切った穴の開いていないスプレー缶、使い切ったライター
使用済み小型家電	家電リサイクル法対象品外且つ一般家庭向けに製造された電化製品
粗大ごみ	2メートル以内の大型のごみ（有害ごみを除く）

②村が収集しない（受け入れない）ごみ

項目	主なごみの種類
家電リサイクル法対象品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
危険物	医療系廃棄物、プロパンガスボンベ類、発火しやすい塗料類、廃油、劇毒物等の薬品類とその容器、消火器、火薬類、その他危険物
処理困難物	ドラム缶、単車・自動車及びその部品、タイヤ、便槽、土砂、がれき類、建築廃材（石膏ボード含む）、多量のビニール類、農業廃棄物、FRP船舶、その他処理困難物
運搬が困難なごみ	2メートルを超える大型のごみ、2人で持ち上げられない程の重量のあるごみ

(2) 一般廃棄物の種類及び分別・収集区分

①一般廃棄物の種類及び分別・収集区分等

一般廃棄物の種類及び分別・収集区分		収集形態	収集回数	収集方法	
家庭系・事業系	炭化ごみ	生ごみ・炭化ごみ	週2回	ごみステーションに、分別して排出されたものについて、指定日・曜日に収集	
	一般ごみ	一般ごみ	週1回		
	資源ごみ	容器包装プラスチック	委託業者		週1回
		紙製容器包装・その他紙			週1回
		ペットボトル			隔週1回
		ビン			隔週1回
		カン			隔週1回
		新聞・雑誌・ダンボール			隔週1回
		蛍光管			隔週1回
		電池類・水銀使用廃製品			拠点回収
	古衣料				
		使用済み小型家電	委託業者 拠点回収	4～10月は月1回、3月は月2回（使用済み小型家電のみ拠点回収を併用）	粗大ごみの収集日に合わせて収集及び回収ボックスに排出されたものを収集
	粗大ごみ	粗大ごみ	委託業者	使用済み小型家電のみ拠点回収を併用）	ごみステーションに、分別して排出されたものについて、指定日に収集

②収集時間及び収集日

指定収集日の午前9時から、村内の各ごみステーションに搬出されたごみの収集を行う。収集日は令和7年3月に周知した『家庭ごみ分別収集カレンダー』に記載のとおり。

(3) ごみの排出量及び処理量の見込み(基本計画推計処理計画量及び処理量)

(単位: t)

区分	炭化ごみ	一般ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	排出量及び処理量
家庭系	87	58	59	6	210
事業系	-	19	-	-	19
計	87	77	59	6	229

※音威子府村内に中間処理・最終処分を行う一般廃棄物処理施設がないため、村外からの搬入・処理計画量はなし。

(4) 一般廃棄物の収集運搬を行う者

廃棄物の種類	事業者名	区分
一般廃棄物全般	有限会社旭光運輸(音威子府村字音威子府333番地)	委託

5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) 一般廃棄物処理施設

名称	名寄地区一般廃棄物処理施設 炭化センター	所在地	名寄市字大橋140番地1
処理方法	焼却(残渣は名寄地区広域最終処分場で処分)	処理能力	20t / 16時間
受入時間	9:00~16:00	休務日	日曜日及び12月31日~1月3日
受入品目	生ごみ、炭化ごみ		

名称	名寄市リサイクルセンター	所在地	名寄市大橋140番地1
処理方法	圧縮・梱包	処理能力	-
受入時間	8:30~17:00	休務日	日曜日及び12月31日~1月3日
受入品目	容器包装プラスチック		

名称	名寄地区広域最終処分場	所在地	名寄市字内淵311番地
処理方法	埋立	処理能力	181,500m <sup>3</sup>
受入時間	8:45~16:30	休務日	日曜日及び12月31日~1月3日
受入品目	一般ごみ、粗大ごみ、スプレー缶・ライター		

## (2) 一般廃棄物処理整備計画

### ①中間処理施設の整備

音威子府村に中間処理施設はなく、広域で各処理を行っている。

焼却施設については、名寄地区一般廃棄物処理施設炭化センターで炭化処理を行っているが、施設の老朽化や最終処分場の負担軽減を目的として、令和9年度より新中間処理施設が稼働予定である。

容器包装プラスチックについても、同市のリサイクルセンターにて圧縮梱包している。

### ②最終処分場の整備

音威子府村に最終処分場はなく、名寄地区広域最終処分場にて最終処分を行っている。

名寄地区広域最終処分場の埋立期間は令和15年3月までとしているが、令和9年度からの新中間処理施設稼働により、現在直接埋立している一般ごみ及び粗大ごみの中から可燃ごみを分別し、さらに破碎選別処理を予定している。このことで減量化・減容化が達成され、最終処分場の延命化が期待できる。

### ③その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

名寄市・下川町・美深町・音威子府村の4市町村と名寄地区衛生施設事務組合が定期的に集まり、上川北部地域ごみ処理広域化対策協議会名寄ブロック幹事会を定期的開催している。

## 6 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

### (1) 排出抑制・資源化等の促進（令和7年度）

#### ①ごみの分別徹底・収集日の周知

『家庭ごみの分け方、出し方』のホームページ掲載や窓口で配布することで、分別を促すと共に、「家庭ごみ分別収集カレンダー」を配布することで、各ごみの収集日の明確化を図る。

また、令和7年6月よりLINEアプリの音威子府村公式よりスマホ役場が始まり、その中で、ごみ検索サービスや、前日にごみの収集項目をお知らせするリマインダー機能を搭載することで、より一層のごみの分別徹底や収集日の周知を図る。

#### ②クリーンおといねっぷの実施

雪解け後の5月頃に地域のごみ拾い活動として音威子府地区と咲来地区の2か所で実施。活動を通じて、ごみのポイ捨てを抑制すると共に、ごみへの関心・理解を図る

#### ③ボトル to ボトル事業の推進

名寄市・下川町・美深町と合同で、サントリーグループ及び株式会社もっかいトラストとペットボトルの水平リサイクル『ボトル to ボトル』に関する連携協定を締結し、令和6年4月よりペットボトルの資源化を促進している。その一環として、令和7年1月よりペットボトルごみ袋の無料化を行っており、令和7年度も引き続き無料化を行う。

## 令和7年度音威子府村生活排水処理実施計画

### 1. 趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和7年度における生活排水の処理に関する計画を定めるものである。

### 2. 計画区域

本計画の対象区域は音威子府村内全域とする。計画処理区域は農業集落排水事業とその他の地域に分け、農業集落排水処理区域においては農業集落排水整備事業、その他の区域については合併処理浄化槽の設置により生活排水処理施設の整備を推進する。

### 3. 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### 4. 処理計画

#### (1) 生活排水処理計画

（単位：人）

区 分	令和5年度 実 績	令和6年度 見 込	令和7年度 計 画
計画処理区域内人口（ $\alpha$ ）	578	549	508
水洗化・生活雑排水処理人口（ $\beta$ ）	528	505	476
合併処理浄化槽人口	50	49	43
農業集落排水処理施設	478	456	433
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	8	8	6
非水洗化人口	42	36	26
計画処理区域外人口	0	0	0
生活排水処理率（ $\beta \div \alpha \times 100$ ）	91.3%	92.0%	93.7%

#### (2) 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	名寄地区衛生施設事務組合
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	音威子府村、個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
農業集落排水	し尿及び生活雑排水・その他汚水	音威子府村（音威子府地区農業集落排水処理施設）

(3) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

① 収集運搬の主体及び収集・処理計画量

区分	収集運搬の主体	収集・処理計画量
し尿	許可業者（※）	61.0 kℓ
浄化槽汚泥	許可業者（※）	58.9 kℓ

※権限移譲により名寄地区衛生施設事務組合の許可業者

②中間処理、最終処分及び再資源化

項目	概要		
施設名称	名寄地区衛生施設事務組合 衛生センター		
施設所管	名寄地区衛生施設事務組合(名寄市、美深町、下川町、音威子府村)		
所在地	北海道名寄市字内淵107番地		
敷地面積	地目	面積(m <sup>2</sup> )	地番
	宅地	16,697.17	107番地1、105番地3、106番地2、378番地
	用悪水路	1,629.00	464番地、459番地
	計	18,326.17	
処理方法	嫌気性消化活性汚泥法		
放流水質	BOD : 20 mg/L以下※		
着工	昭和51年6月		
竣工	昭和54年3月		

※整備当初の放流水質は、廃棄物処理法(改定前)に示されていたBOD30mg/L以下が適用されていたが、現在は改定後の20mg/L以下で処理されている。

(4) 浄化槽の清掃を行う者(権限移譲により名寄地区衛生施設事務組合による許可)

許可業者
有限会社名寄衛生公社(名寄市)
北部クリーン企業組合(中川町)
吉野清掃商事有限会社(旭川市)
株式会社データベース(札幌市)
下川環境サービス事業協同組合(下川町)
株式会社丹野建設(下川町)
下川ふるさと興行協同組合(下川町)
株式会社山崎機工(名寄市)